

令和4年8月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年8月17日(水)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時00分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
	11	本田 敏一	出席			
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	藤田 亮輔
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	竹本 知生		
議案	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第42号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第43号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第44号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第45号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
議案第46号	農地法第51条第1項の規定による原状回復命令について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・2a未満農業用施設の届出 					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和4年8月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は関口委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号16番 高松 委員 議席番号18番 横山 委員 を指名します。よろしくお願いたします。</p>

4 議案審議		
議 長		<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員		<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立植水中学校の南西700mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、2.3kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細 沼 委 員		<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立泰平小学校の北300mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、1.0kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員		<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立片柳中学校の南東①2.0km、②1.8km、③1.4kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、自宅から①6.2km、②6.6km、③7.1km、営農拠点から①4.7km、②4.7km、③4.8kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ケヤキ、ウメ、オリーブの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第38号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員		<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長		<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>先に番号2番を審議いたします。</p> <p>この案件は、中山委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、中山委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 中山委員退席 —</p> <p>番号2番、慈恩寺地区、事務局、議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立岩槻北陵高等学校の北東600mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民及び近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第39号、番号2番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第39号、番号2番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、中山委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 中山委員入室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、北部配水場の西300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地です。</p> <p>申請理由は、申請地は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、土地を調査したところ農地のままであることが判明したためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響ありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西	形	<p>番号1番について伺います。 当該案件は、線引き以前から宅地性が見受けられることを理由とした、住宅敷地としての転用であると思料します。仮に現況が住宅敷地として見受けられない場合については、どのような判断がなされるのでしょうか。</p>
事	務	<p>現況で宅地性が見受けられない場合につきましても、線引き時点で宅地性が確認されましたら、住宅敷地としての転用許可はできるものと思料します。</p>
議	長	<p>他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号2番を除く議案第39号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。 番号2番を除く議案第39号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
小	島	委員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の北西500mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で医院を営んでいるが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設土留ブロック2段積及び既設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号2番から番号6番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
石	川	委員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、北部配水場の西300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、資材置場及び駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で土木業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ4.0mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。</p>
			<p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、指扇病院の南西140mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、休憩所の駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内でコンビニエンスストアを営業しているが、既存敷地内の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として拡張するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.2mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p>
			<p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、市立指扇保育園の北西120mに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、仮設用工事用地です。</p> <p>申請理由は、現在、県外にて電気工事業を営んでいるが、市内に位置する鉄塔の撤去工事を受注することから、近隣に位置する申請地を仮設用工事用地として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.8mの新設ガードフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p>

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、関東運輸局埼玉運輸支局の西890mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立大宮北特別支援学校の東900mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号7番、8番、春岡地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。

細沼委員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立春野小学校の北東450mに位置し、①道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地及び①②農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存コンクリートブロック2段積及び高さ1.5mの既存フェンス及び高さ0.1～0.35mの新設土留めにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、春おか広場の南東270mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、妹夫婦と同居生活をしているが、手狭であることから、母が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号9番から11番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小山委員

番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮聖苑の南西380mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、障害者支援施設です。
申請理由は、現在、市内で社会福祉事業を営んでいるが、事業を拡大することに伴い、申請地に新たな障害者支援施設を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ1.5mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、思い出の里市営霊園の南250mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で霊園墓地事業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設土留ブロック3段積及び、高さ1.5mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立病院の北720mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低湿地で水はげが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ジャガイモ、ネギ、ダイコンを作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号12番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立病院の北西910mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低湿地で水はげが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、植木を作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。

以上、ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号13番、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。

高崎委員

番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立田島中学校の北東400mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。

議

長

転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で土木建築業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、高さ0.8mの新設フェンス及び新設コンクリートブロック2～6段積により、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、番号14番から16番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱野委員

番号14番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立城南中学校の南西720mに位置する10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。

転用目的は、農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、エン麦、緑肥、エダマメ、コマツナを作付けする予定です。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号15番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立城南中学校の南西720mに位置する10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。

転用目的は、農地改良です。

申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。

作付計画は、緑肥、エダマメ、コマツナ、サツマイモを作付けする予定です。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号16番についてご説明いたします。

申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

農振法は、農用地区域外です。

申請地は、市立和土小学校の南500mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、駐車場です。

申請理由は、現在、市内で自動車運送業を営んでいるが、土地所有者から既存駐車場の返却を求められたことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。

その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

周辺農地へは、既設コンクリートブロック3段積及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

西形委員

番号4番について伺います。

今回の農地は農振農用地に所在しておりますが、転用の許可を行うことについて問題はないのでしょうか。また、見沼田圃区域内で同様の目的で転用を行う場合、どのような手続き方法になるのでしょうか。

事務局

当該案件は農振農用地に所在する農地であり、農振法上問題ない旨は所管課である農業環境整備課と協議済みであります。

見沼田圃区域内で同様の転用を行う場合、土地利用承認が必要となります。

議	長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第40号について、賛成の方の挙手を求めます。	
各	委	員	— 総員賛成 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第40号について、許可することに決定いたします。	

議 長	<p>続きまして、議案第41号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりです。 作付計画は、プチトマトです。 申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は25.3kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番から5番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 作付計画は、サツマイモです。 申請目的は、新規就農で、通作距離は5.3kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号3番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は16.8kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号4番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、植木、ニンジン、キャベツです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.9kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号5番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ブロッコリーです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.9kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番から番号9番、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p>

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、トウモロコシ、カリフラワー、ナスです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は7.4 kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号7番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は600 mです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで
す。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木及び苗木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.6 kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号9番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで
す。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ニンジン、ダイコン、ヤマトイモです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は11.6 kmです。
特に問題はないものと思われま
す。
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号10番、番号11番、河合地区、関根委員、議案説明をお願い
いたします。

関 根 委 員

番号10番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで
す。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.6 kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号11番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりで
す。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.5 kmです。
特に問題はないものと思われま
す。
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議 長

ありがとうございました。
以上で説明が終わりました。

質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
議案第41号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各 委 員
議 長

— 総 員 賛 成 —

総員賛成ですので、議案第41号について、原案どおり意見決定することといたします。

議 長	<p>続きまして、議案第42号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。 番号1番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第42号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第42号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第43号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から3番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第43号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第43号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第44号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から20番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第44号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第44号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第45号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号4番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第45号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第45号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第46号、農地法第51条第1項の規定による原状回復命令について審議いたします。</p> <p>番号1番、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>当該案件の対象地及び対象者については議案書記載の通りです。</p> <p>これまでの経緯についてですが、当該対象地の西側において、施工業者及び土地所有者に対し、農地改良の一時転用許可を発しておりましたが、許可後、6か月を経過してもなお工事は未完了であったことから、進捗状況報告書を受領しました。しかし、その後、施工業者は計画以上の盛土を始めてしまいました。これについては、申請者である土地所有者も疑問に感じておりましたが、施工業者は問題なしと主張し、土の搬入が止むことはありませんでした。</p> <p>その後、施工業者は当該対象地において、資材置場等への転用を所望するとの主張がありました。転用の許可申請を促したところ、許可を得るまでに時間を要するとの理由から激昂し、無許可で転用すると主張した上で、土の搬入工事に着手してしまいました。さらに土地所有者も無関係だと主張を始めました。</p> <p>続きまして、農業委員会事務局からの施工業者及び土地所有者に対する指導歴ですが、関係各課とも緊密に連携を図りながら、再三、農地への復元を行うよう、口頭指導を行ってまいりました。併せて、施工業者の代理人及び土地所有者に来庁を求め、関係者を一同に会して、会議形式になる指導も行い、その後、改善が図られなかったことから、施工業者及び土地所有者に対して勧告書を発出しました。これは、是正計画書の提出を求める内容でしたが、期日までに計画書が提出されることはありませんでした。そのため、改めて勧告書を発出することで是正計画書の提出を求めましたが、以前と同様、期日までに是正計画書は提出されませんでした。なお、施工業者としては、行政の排水路の維持管理の不備や、他の違反転用農地に対する未指導を理由に、違反指導には応じないと恫喝し、威圧的な姿勢を見せました。</p> <p>経緯は以上となります。続きまして、原状回復命令の発令の根拠ですが、発令するに値するものとして、さいたま市の「さいたま市違反転用に係る事務処理要領」本文に、「当該違反により、隣接農地等に被害が生じている場合」及び「違反是正指導開始後3か月を経過しても、是正される見込みがない場合」に該当すると思料します。また、原状回復命令を発する前に、弁明の機会を付与することが行政手続法に定めがあることから、弁明書を提出する旨の通知書を送りましたが、弁明はしない旨の回答がなされました。続きまして、発令予定の原状回復命令の農地に復元する期限ですが、実現可能な期限として、議案書記載の期限としました。なお、原状回復命令を発し、期限までに農地への是正がなされない場合については、告発を行うことが可能となります。</p> <p>補足といたしまして、当該対象地の西側において農地改良の一時転用許可を発した土地ですが、事務局、土地所有者、施工業者の3者で会議形式での協議をしました。そこで、土地所有者から施工業者に対し、以下のような要望を記載した要望書が提出されました。「許可地の盛土の高さを切り下げること」「許可地以外の盛土を工事前の状態にすること」「隣接する農地に越境している盛土を是正すること」「排水路の機能を回復すること」「宅地内に建設した建築物を撤去すること」、以上5点となりますが、どれも改善に至っておりません。</p> <p>以上のとおり、事務局より施工業者及び土地所有者に対し、再三の是正指導を行っていますが、一向に原状へ復する様子が見受けられませんので、是正の意思が皆無と判断されました。つきましては、農地法第51条第1項の規定による原状回復命令の発令を考えております。事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員		<p>早急な農地への復元を目指すため、原状回復命令の履行期限を早めることはできないのでしょうか。</p>
事務局		<p>埼玉県以外の事例を確認したところ、実現不可能な履行期限を設けた場合、行政処分自体が無効と判断された事例があることから、慎重な判断が要されます。</p>
石川委員		<p>施工業者の代理人の態度はどのようなもののでしょうか。また、原状回復命令の履行期限前に、施工業者である法人が解散された場合の対応はどのようになるのでしょうか。</p>
事務局		<p>現在、代理人は施工業者から手を引いておりますが、当初より、農地への復元を要する旨の理解は得られておりましたし、高圧的な態度は見受けられませんでした。</p> <p>原状回復命令の履行期限前に施工業者である法人が解散された場合の対応については研究中です。</p>
高松委員		<p>地権者の生活状況や収入源について教えてください。</p>
事務局		<p>地権者は農家ではありますが、農地を管理することに苦慮していることに加え、年齢のことも考慮し、将来的には農業を退くと報告を受けています。</p> <p>収入源については、年金や家賃収入等で賄っており、農業収入は僅少であるとのことです。</p>
小林委員		<p>要望書に記載されている項目の中に、農地とは無関係な要望項目が記載されている件について、行政側に問題はないのでしょうか。</p>
事務局		<p>提出された要望書は土地所有者から施工業者に対して提出された要望であることから問題はありません。</p>
議	長	<p>他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第46号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第46号について、原案どおり原状回復命令を発令することといたします。</p>

